

# ひめじ農業委員会だより



第89号

平成23年(2011年)12月発行

編集・発行 姫路市農業委員会

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地  
TEL.079-221-2822 FAX.079-221-2809



姫路市農業振興センターでは太陽光パネルを設置し、同センターが消費している電力の約半分を発電している。このほか環境に配慮して事業に取り組んでいる。

2頁

農地の納税猶予を受けている方へ  
株式会社アグリ香寺設立  
農業委員会法制定60周年記念式典  
担い手積立年金  
～農業者年金

3頁

農地パトロールを実施  
選挙人名簿の登載申請について

5頁

世界一小さな営農組合  
～夢前町杉之内  
新しいサツマイモ  
～クイックスイート  
好評！大豆の直売  
～網干区津市場  
うすきの里営農組合

6頁

担い手紹介  
～安富町名坂  
農事相談室  
編集後記

4頁

農業委員選挙人名登載申請書



杉之内営農組合



# 農地の納税猶予を 受けている方へ

相続税及び贈与税にか  
かる農地の納税猶予につ  
いて、平成二十一年の農  
地法改正により、特例を  
適用されている農地につ  
きましては、扱いが厳し  
くなっています。

生産調整による休耕を  
続けている農地につきま  
しては草刈り、耕起又は  
クローバーなどを植えて  
も、今後何も農産物を作  
付けする意思がなければ、  
遊休農地として、納税猶  
予が打ち切られます。

なお、猶予の打ち切り  
に際しましては、農地法  
第三十条の規定による手  
続きに沿って行いますの  
で、いきなり打ち切りにな  
ることはありません。

利用状況調査等によ  
り発見した耕作放棄  
地が納税猶予の適  
用農地だった。

農業委員会事務局よ  
り営農についての意  
向確認を行います。  
(意向確認の提出)

営農をする意思がな  
いと認められる場合は、  
遊休農地である旨の  
通知を所有者及び税  
務署に行います。

納税猶予の期限確定  
(打ち切り)

## 【短 信】

### 株式会社アグリ香寺設立

八月一日に姫路市香寺町で、集落営  
農組合が広域合併し、新たに農業生  
産法人として株式会社アグリ香寺  
を設立しました。  
新法人として活動をしているのは、  
北恒屋、土師、矢田部、行重、香呂、  
相坂、田野、犬飼、須加院の九営  
農組合で、経営面積は一五九ヘクタ  
ーになります。

### 農業委員会法制定 六十周年記念式典

九月七日に神戸市中央区の神戸  
文化ホールで、農業委員会法制定  
六十周年を記念して、式典・農業  
委員大会が開催された。当日は、  
兵庫県下の農業委員及び事務局職  
員が多く参加し、式典では、長年  
にわたり農業委員会に功労のあつ  
た方の表彰式があり、また大会では、  
TTPに関する講演会を聴講しま  
した。

#### (表彰者)

姫路市関係分(敬称略)

兵庫県知事感謝状

都出 信一

全国農業会議所会長感謝状

進藤 保

森上 進

兵庫県農業会議会長表彰

都出 信一



## しっかり積み立て！がっちりサポート安心で豊かな老後 農業者年金に加入しましょう!!

加入  
要件は

- ① 年齢要件……………60歳未満
- ② 国民年金の要件……………国民年金第1号被保険者
- ③ 農業上の要件……………年間60日以上農業に従事

上記の3つの要件を満たす人は誰でも加入できます。  
農地を持ってない農業者、配偶者、後継者などの家族従事者も加入できます。



**POINT1**  
**保険料の国庫補助**

特定の要件を満たす農業者には、  
一定の条件の下で保険料の国庫補  
助が受けられます。

**POINT2**  
**税制上の優遇措置**

- ① 支払う保険料は全額社会保険料控除の  
対象
- ② 受けとる年金は公的年金等控除が適用
- ③ 運用費も非課税

**POINT3**  
**80歳まで保証**

仮に加入者や受給者が80歳前に  
亡くなられた場合でも「死亡一  
時金」をお支払いできます。

農地パトロールを  
実施

姫路市農業委員会では、今年八月に農業委員の改選があり、農地パトロールは9月下旬〜十月中旬に行いました。

まず利用状況調査を八月中旬〜九月中旬に各委員が行い、その中で重点地区を設定して農地パトロールを行いました。

九月二十七日は北西部地区、十月十八日は北東部地区、十月十九日は中南部地区をそれぞれ二班に別れて調査しました。



農地を農地以外に  
転ずる場合は  
許可又は届出が  
必要です

市街化区域では届出が、それ以外の地域では転用の許可が必要です。届出又は許可なしで転用すると、農地法違反になります。

この国の農と食を伝えます。

全国農業新聞は農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が発行する週刊の農業総合専門誌です。

全国農業新聞  
NATIONAL AGRICULTURAL NEWS  
新聞

週刊  
600円/月  
お申し込みは農業委員会へ

農業委員選挙人名簿の  
登録申請について

日頃よりお世話になっております。

選挙人名簿の登録申請書は、個人情報に関係から、直接農業委員会事務局に提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出がない場合は、農業委員会の農家台帳を基に事務局にて作成します。申請される場合は、裏面の用紙を使用してください。ただし、平成二十四年一月十日までをお願い致します。

持参、郵送のほか、市役所の各地域事務所、支所、出張所で取り次ぎを致します。その際、封筒に入れて「農業委員会事務局宛」と明記してください。

姫路市農業委員会委員選挙人名簿登載申請書

農区	
----	--

(姫路市農業委員会経由)  
 姫路市選挙管理委員会 御中

申請者代表	住所 姫路市	(印)
	氏名	
TEL.		

農業委員会等に関する法律施行令第3条の規定により、平成24年1月1日現在による農業委員会委員選挙人名簿の登載につき、下記の通り申請する。

耕作面積		農業委員会認定面積				(農業委員会が記入する事項) 選挙権の有無についての 農業委員会の意見						
アール 平方メートル		アール 平方メートル										
氏名 世帯員中 農業委員会委員の 選挙権を有する者の 生年月日等	番号	ふりがな 氏名	性別	世帯主 と続柄	生年月日	整理番号	あ 選 挙 権	選挙権なし	満20歳 未 満	耕作従 事日数	同居 せず	欠格
	1				年 月 日							
	2				年 月 日							
	3				年 月 日							
	4				年 月 日							
	5				年 月 日							
	6				年 月 日							
	7				年 月 日							
	8				年 月 日							

姫路市選挙管理委員会 御中

平成24年1月31日

姫路市農業委員会 (印)

人員集計欄	
あり	なし

この申請書を受け付け、内容を審査したところ、本委員会の意見は所定の欄にそれぞれ記載した通りである。よって、これを送付する。

記載のうえの注意事項

- この申請書は、必ず申請者が記入してください。(太枠内)
- この申請書の記入事項は、すべて平成24年1月1日現在の状況を記入してください。
- 正確に記入して、必ず平成24年1月10日までに農業委員会に提出してください。
- 耕作面積は世帯で実際に耕作している農地(田・畑)の合計を記入してください。なお、転作実施田も耕作面積に含めてください。又、面積はアール及び平方メートルで示し、平方メートル未満は切り上げてください。
- 選挙権を有する者は、次のすべてを満たす者です。
  - 姫路市内に住所を有する者
  - 平成4年4月1日以前に生まれた者
  - 10アール以上の農地について、耕作の業務を営む者及び、その者の同居(住民票に基づく同一世帯)の親族又はその配偶者で、年間60日以上耕作業務をしている者  
 なお、耕作面積による有権者数(農業委員会の認定基準)は、下表のとおりです。

耕作面積	有権者数
10アール以上 15アール未満	1 人
15アール以上 20アール未満	2 人
20アール以上 30アール未満	3 人
30アール以上	全 員

- この申請書に基づいて作られる農業委員会委員選挙人名簿の縦覧期間は、平成24年2月23日から15日間です。なお、異議申出期間も同期間です。
- 農業委員会委員選挙人名簿に登載されていないと、投票もリコールの請求もできません。

# 世界一小さな営農組合

## 夢前町杉之内

農業委員 村上 豊



姫路市北部に位置する杉之内農区は集落内対象水田面積（水張り面積）一、八三九アールの集落です。近年、農業従事者の高齢化、後継者不足となり、利用権設定によって何とか農地を守ろうとされる農家が増えていきます。

そこで集落営農組織を立

ち上げようと、JA兵庫西等にアドバイスを受けながら、集落において何回か協議をしました。

全員参加型の営農組合の設立には至りませんでした。が、今の内に何とかしたいという思いを持つ五人で、平成二十三年四月十三日に杉之内営農組合を設立し、夢前町営農組合協議会に加入させて頂きました。とにかくよく話し合いをし、十分に理解しながら組織を運営して行きたいと思っています。

初年度の取り組みとして、水稲を二・三ヘクタールを行うとともに、転作事業として、サツマイモ「クイックスイート」を植えようと、先行して栽培する他の営農組合のアドバイスを受けな

がら、わずか七アールばかりの農地ですがイモ苗を五月二十一日に定植しました。九月二十八日に期待と不安の中イモ掘りをした結果、イモの質と収穫量とも良かったので一安心しました。イモ掘り作業後、来年のイモ栽培について話し合い、今年のイモ苗の植え付けから収穫までの経験を生かして、来年は、三十アールを目標にする予定です。

### サツマイモの新品種 クイックスイート



「クイックスイート」は「ベニアズマ」を母本、「九州30号」を父本とする交配組み合わせから選抜した系統である。形状は紡錘形、皮色が赤紫色で、見た目も良い。しかし、クイックスイートが、他のサツマイモより優れているのは、糊化温度の低い澱粉を含むため、短時間の加熱で十分な甘みが出るということである。よって電子レンジによる調理も簡単にできる。

この、クイックスイートの栽培については、平成二十二年度にJA兵庫西で試験的に取り組み、平成二十三年度から夢前町内の五営農組合、一人法人により作付けされ、面積を一・三ヘクタールに拡大した。夢前町の特産品として、市内の小売店に並び日も近い。

### 好評！大豆販売 うすきの里営農組合



網干区津市場で、十月十九日に、地元うすきの里営農組合が黒大豆の枝豆を直売した。

うすきの里営農組合では、今年初めて大豆栽培に取り組み、白大豆五十アール、黒大豆三十アールを作付けし、白大豆はJAに出荷。黒大豆の枝豆は市価より安く直売すると、まとめて買っていく人も多数いた。

来年も作付けして、販売する予定。

担い手紹介

近代的な農業を目指して



向かって右が谷口さん、左が進藤委員

姫路市の北西部に位置する安富町名坂で、脱サラをして地域の農地を引き受けて農業経営を行っている人がいる。「機械ができることは、機械にさせる。」

谷口さんは機械の話になると熱が入る。倉庫の中に所狭しと並べられたトラクター、防除機、コンバイン、乾燥機など、一つ一つ丁寧に説明してくれた。長い間姫路市内の電機メーカーに務めた知識や経験は農業にも役だっているようだ。

「おやじは、手作業でできることは、手作業でしたほうがいいと言いますが、そうは思わない。」

現在の経営面積は水稲三・五ヘクタール、小豆一・五ヘクタールで、今後はその倍ぐらいに増やしたいという。

谷口さんは、地域を荒廃させないように、認定農業者となり、同じような志をもっている人とグループを作り、将来にわたって営農が続けていけるようなシステム作りが必要であると熱く語った。

取材 進藤 保 (農政部長職務代理者)

編集後記



後列左から小西正志委員、藤尾義則委員、村上勇雄委員  
前列左から浅見輝男委員、池内宏行会長、進藤保委員

早いもので、今年も、もう年の瀬を迎えています。この一年は本当に色々ありました。東日本大震災や九月の集中豪雨など、関係する人たちが、ちから「まだ終わっていないよ」と叱られそうです。まだ終わっていないものにT P Pの問題があります。日本は食料を捨てて、貿易に生きていくという重大な選択を迫られているのに、大した議論もなく、締結した後で「想定外」の事態にならないようにしてもらいたいです。(編集委員一同)

農事相談室

Calendar table for the agricultural consultation room with columns for month, day, and day of the week.

◎時間は、午前10時～12時◎

農地の売買、貸借関係、相続税等納税猶予などお気軽にご相談にお越しください。 ※事務手続きなどのご相談は、これに限らず随時受け付けています。

【場所】 農業委員会室 (姫路市役所 東館3階) TEL 079-221-2822

《お詫び・訂正》

前回(9月号)で1月の農事相談日を4日(水)としていましたが、諸事情で5日(木)とさせていただきます。